

NO.
3

八王子市捨て看板防止条例

廃止

まちなみ
景観課

1 条例の目的

本市の良好な都市景観を侵害している捨て看板（違反表示されている、はり紙・はり札・立看板）について、市が速やかに除却できる制度と違反広告主に対する厳しい措置を定めています。

2 条例の構成と廃止の考え方

- (1) 捨て看板に対する措置
捨て看板の除却
⇒ 屋外広告物法に基づく取り組みとして継承
- (2) 協力員の設置
捨て看板の表示の防止や除却のための協力員制度
⇒ 市屋外広告物条例に規定する独自の取り組みとして継承
- (3) 違反表示防止重点区域
捨て看板が著しく多く、良好な都市景観の維持に支障を生じている区域の指定と解除
重点区域内において、(4)と(5)の措置の適用が可能
⇒ 市屋外広告物条例に基づき、重点区域の指定なしに
(4)と(5)の措置の適用が可能
- (4) 費用の請求
除却に要した費用の請求
⇒ 市屋外広告物条例に基づく施策として継承
- (5) 警告・命令等
繰り返し違反表示した者への警告・命令等
⇒ 市屋外広告物条例に基づく施策として継承
- (6) 罰則
(5)の命令に違反した者への罰則
⇒ 市屋外広告物条例に基づく施策として継承

3 意見募集のポイント

中核市移行に伴い制定する、屋外広告物法に基づく八王子市屋外広告物条例に、本条例の内容を発展的に統合します。本市は、屋外広告物条例に基づき、引き続き本市の良好な都市景観を侵害する捨て看板の防止に取り組んでいきます。

4 参考